

水林総第 204 号  
令和 2 年 5 月 14 日

各（総合）振興局産業振興部水産課長 様  
各（総合）振興局産業振興部林務課長 様  
各（総合）振興局森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底  
について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月14日付け水林総第103号。以下「4月14日付け通知」という。）により通知しているところですが、工事や測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを次のとおり定めたので、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、工事等の継続を受注者等の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者等から一時中止等の希望がある場合には、4月14日付け通知に基づき一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応してください。

記

## 1. 感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者間双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととし、4月14日付け通知に基づいて、「三つの密」を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動に取り組むこと。

具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状が見られる者の休暇の取得等の基本的な対策や打合せ時の電話・電子メール等の活用を検討するなど、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

また、受注者等が工事現場等で取り組むべき項目の参考として、別紙「チェックリスト」を作成したので、各現場の状況に応じて適宜項目を追加するなどして感染拡大防止対策に取り組むよう、受注者等の指導を行うこと。

## 2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

1の内容を踏まえ、受注者等が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者等による施工計画書又は業務計画書への反映と確実

な履行を確認の上で設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

#### (1) 設計変更の適用対象

令和2年4月8日以降に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施している又は実施する全ての工事等。

#### (2) 特記仕様書の明示

新規発注時の工事等においては、次の記載例を参考に特記仕様書に明示する。

なお、既発注工事等においては、速やかに本通知の内容について説明するなど協議を行うこと。

##### 特記仕様書記載例

###### ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る設計変更

- 1 本工事は、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合に、設計変更によって請負代金額の変更や工期の延長を行うものとする。
- 2 実施する対策の内容について、受発注者間で設計変更の協議を行う。
- 3 協議の結果、個別の現場に係る新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要と認めた場合には、施工計画書への記載と履行状況を確認の上で、設計変更を行う。

#### (3) 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用例

##### <共通仮設費>

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費（北海道職員等の旅費に関する条例の1泊あたり宿泊費を上限とする）
- ・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用
- ・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

##### <現場管理費>

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については設計変更できるものとするが、その内容に疑義がある場合には、水産林務部総務課管理係まで照会願います。

#### (4) 設計変更の手順

- ① 受注者等が感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容及び実施にかかる費用に関する資料（カタログや見積書等の根拠資料含む）を工事施工協議簿又は打合せ簿（以下「協議簿等」という。）により提出する。
- ② 工事監督員等は受注者等から提出された実施内容が個別の工事等にかかる感染拡大防止のために必要と認められる場合は、提出された資料等に基づき、設計変更を行う旨の協議簿等を取り交わす。
- ③ 受注者等は、協議簿等により実施することが認められた感染拡大防止策を、施工計画

書又は業務計画書に記載し、工事監督員等に提出の上で対策を実施する。

なお、実施内容に変更があった場合は、その都度協議を行う。

④ 受注者等は、実際に履行したことがわかる証明書類（領収書の写し、現場での使用状況がわかる写真等）を提出する。

⑤ 工事監督員等は、協議簿等及び施工計画書又は業務計画書により計画された感染拡大防止対策についての履行状況を確認した上で、内容を精査し設計変更を行う。

なお、設計変更の時期は最終設計変更時に一括して行うことを原則とする。

（（管理係）主査（積算調査））

## チェックリスト(感染予防対策)

項目	チェック欄	備考 (実施不可の理由等)
<b>□共通事項</b>		
手洗いの励行		
手洗い・うがいの励行		
洗面所への手洗い・うがい液の設置		
洗面所タオルのペーパータオル化		
トイレの把手やドアノブなど作業員が触れる部分の消毒		
マスクの常備		
<b>□出勤前及び通勤時の対応</b>		
出勤前の検温		
発熱者の自宅待機		
体調不良者の自宅待機		
通勤時マイカー利用		
<b>□朝礼・KY活動時の対応</b>		
朝礼時(現場入場時)の検温		
現 朝礼時の配列間隔の確保		
場 対人間隔が確保困難な場合における朝礼参加人数の縮小		
対 朝礼・KY活動時の体調確認		
<b>□現場事務所内の対応</b>		
現 現場事務所への消毒液の常備		
場 現場事務所へのクレベリン(空間洗浄剤)の設置		
対 現場事務所への加湿器の設置		
現 現場事務所の席を可能な限り2m以上離して配置		
場 現場事務所の定期的換気又は空気清浄機設置		
対 会議室の空気清浄機設置		
現 作業員休憩所の定期的換気		
場 対面による打合せの削減		
対 打合せ回数削減(電話・メール等の活用)		
現 打合せの最少人數化		
<b>□食事・休憩時の対応</b>		
車 中における食事や休憩時間の分散化		
<b>□現場作業や移動時の対応</b>		
作 業現場内におけるマスク着用		
公 公共交通機関利用時のマスク着用		
<b>□その他</b>		
外 部で会食しない		

注1) 現場状況に応じて、チェック項目を追加・削除するなどして活用してください

注2) チェック欄は、「○:実施した」、「△:一部実施した」、「×:実施できなかった」、「-:該当しない項目」のいずれかを

選んでください

注3) 実施できなかった場合は、その理由を備考欄に記載してください

年 月 日( )

### チェックリスト(発症対策)

発症 対応 項目	項目	チェック欄	備考 (実施不可の理由等)
	<input type="checkbox"/> 工事現場等への入場禁止		
	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者等への自宅待機		
	<input type="checkbox"/> 家族に罹患者又は濃厚接触者が発生した場合の自宅待機		
	<input type="checkbox"/> 発注者への連絡		
	<input type="checkbox"/> 治癒後は、保健所の指示に従い、医師の許可を受けた上で入場		

注1) チェック欄は、「○:実施した」、「△:一部実施した」、「×:実施できなかった」、「-:該当しない項目」のいずれかを選んでください

注2) 実施できなかった場合は、その理由を備考欄に記載してください